

公益社団法人青森県診療放射線技師会講師謝金規程

平成25年4月29日制定
令和4年9月17日改正

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会が主催又は共催する講演会等の講師謝金について定める。

第2章 謝金の種類及び支給方法

(講師等謝金)

第2条 本会が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金（以下「謝金」という。）の単価は別表第1のとおりとする。

- 2 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合、その他特段の事情により別表第1の規定に因り難い場合の謝金の額については、会長が別に定めることができる。
- 3 一連の講演または研修会等において、同一内容の講演又は研修等が2回以上なされる場合、第2回目以降の講演又は研修等に対する謝金の額は、第1項に定める額の5割の額とする。
- 4 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間に含めて謝金を支給することができる。
- 5 日本診療放射線技師会等が主催する研修会等において、開催県となり運営に当たる際に主催者側が依頼する者と同等の役目の者を本会が必要と判断した場合は、同額を支給することができる。ただし、その必要性や予算案を提示し理事会の承認を得ることとする。なお緊急性がある場合は会長が判断し、後日理事会に報告し承認を得なければならない。

(原稿謝金・材料等作成費用)

第3条 原稿作成謝金の単価は、別表第2のとおりとする。

- 2 講演会準備に発生した材料や作成準備に発生した費用については、別途請求ができるものとする。

(納税等)

第4条 謝金に関する税については、会計処理規程に準ずる。

(支給の手続き)

第5条 謝金等は、所定の手続きが実施され、理事会の承認を得たとき、支給する。

- 2 特別な事由によりこの規程に因り難い場合は、会長の決裁を経て、必要な経費を支給する

ことができる。

第3章 雜則

(規則の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

別表第1

区分	内容	単位	単価 (税別)	摘要
本会会員以外 (医師)	本会が主催または共催する研修会または講演会等	1 時間	50,000 円	講師となる者の経歴や業績等により会長が単価を決定する。
本会会員以外 (医師以外)		1 時間	30,000 円	
本会会員		1 時間	10,000 円	
実習を伴う謝金	研修内容によりその開催時間が 2 時間以上の実習を伴う場合	1 日	30,000 円	血管模型等
	本会会員に実習の講師及びスタッフを依頼する場合	1 日	5,000 円	告示研修・血管模型等

別表第1は、単価の上限を定めたものであり、当該事業を所管する理事の助言を得て会長がこの範囲内で単価を決定するものとする。

(備考) 適用上の留意事項

別表第1の摘要は、標準単価設定時に想定したものである。この記述は、当面、参考指標とする。

時間単価を適用する場合の支払単位は 1 時間とし、端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。

公務員が公務として出席する場合は支給しない。

別表第2

区分	内容	適用対象	単位	単価 (税別)	摘要
原稿作成 謝金	会誌等の原稿作成を本会以外の者に依頼した場合に支払う謝金	母国語	800 字	5,000 円	
		外国語	400 語	5,000 円	

附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

附則

1 この規程は、令和4年9月17日改正、同日施行する。(規程名を含め、全部の改正)